

一宮町選挙管理委員会告示第四号

投票所の決定について

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所は、次のとおりである。

令和七年六月二十四日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏



投票所名	場 所
第一投票区投票所	一宮小学校体育館
第二投票区投票所	東浪見コミュニティセンター
第三投票区投票所	一宮町保健センター
第四投票区投票所	一宮町GSSセンター

一宮町選挙管理委員会告示第五号

期日前投票所の決定について

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所は、次のとおりである。

令和七年六月二十四日

一宮町中央公民館 大会議室

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏



一宮町選挙管理委員会告示第六号

開票の場所及び日時の決定について

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年六月二十四日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏



一 開票の場所 一宮町GSSセンター

二 開票の日時 令和七年七月二十日 午後八時四十分から

一宮町選挙管理委員会告示第七号

開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。

令和七年六月二十四日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏



担任開票区		区分		住所	氏名
一宮町開票区		開票管理者	職務代理者	一宮町一宮	河野 敏 夫
				一宮町宮原	石野 定 雄

一宮町選挙管理委員会告示第八号

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定による候補者の氏名及び党派別の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和七年六月二十四日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏



一日時 令和七年七月三日 午後六時

二場所 一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会

一宮町選挙管理委員会告示第九号

開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時について（県選出）

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年六月二十四日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏



区 分	場 所	日 時
公職選挙法第六十二条第二項の規定によるくじ	一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会	七月十七日 午後五時三十分
公職選挙法第六十二条第四項の規定によるくじ	一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会	七月十七日 午後五時三十五分
公職選挙法第六十二条第五項の規定によるくじ	一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会	事実発生の都度

一宮町選挙管理委員会告示第十号

開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について（比例代表選出）

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十二条第二項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年六月二十四日

一宮町選挙管理委員会委員長 河野 敏



場 所	日 時
一宮町保健センター内 一宮町選挙管理委員会	七月十七日 午後五時四十分

一宮町選挙管理委員会告示第十一号

委員長の執務場所について

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和七年六月二十四日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏



一宮町役場内 一宮町選挙管理委員会

一宮町選挙管理委員会告示第十二号

不在者投票用紙等の郵送等開始日の決定について

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十三条第一項及び第五十九条の四第四項に規定する市町村の選挙管理委員会の定める日は、選挙期日の公示の日の前々日である。

令和七年六月二十四日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏



一宮町選挙管理委員会告示第十三号

在外選挙人の国内における不在者投票用紙等の郵送等開始日の決定について

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十三条第一項に規定する市町村の選挙管理委員会の定める日は、選挙期日の公示の日の前々日である。

令和七年六月二十四日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏

未



一宮町選挙管理委員会告示第十四号

国外不在者投票用紙等の郵送等開始日の決定について

令和七年七月二十日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の四第七項に規定する市町村の選挙管理委員会の定める日は、選挙期日の公示の日の前々日である。

令和七年六月二十四日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏

大



一宮町選挙管理委員会告示第十五号

在外選挙における期日前投票所の指定について

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される同法第四十八条の二第一項の規定により次のとおり在外選挙における期日前投票所を指定した。

令和七年六月二十四日

一宮町選挙管理委員会委員長

河野

敏



指定する期日前投票所

一宮町中央公民館 大会議室